

千葉市職員措置請求（27千監(住)第1号）に係る監査の結果について

1 請求の概要

(1) 請求人

千葉市稲毛区住民1名

(2) 請求日

平成27年10月27日

(3) 請求の要旨

千葉市長は、学校法人千葉朝鮮学園(以下請求の要旨において「朝鮮学校」という。)に対し、平成26年度学校行事(美術展及び芸術発表会)を補助対象事業として、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱(以下請求の要旨において「補助金交付要綱」という。)に基づき、平成27年4月23日付請求書により、本件補助金414,000円を支払った。

請求人は、「本件補助金の支払いは、補助金交付要綱に違反し、補助金交付要綱にも瑕疵があり、不当である。また、何の公共性も見出せない無駄な支出である。」として、監査委員に対して、平成27年10月27日、「千葉市長は朝鮮学校に対し、支払った金414,000円の返還を求めること。」との勧告をすることを請求したものである。

2 監査の概要

(1) 監査対象事項

平成27年4月23日付千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付請求書に基づき、千葉市が学校法人千葉朝鮮学園(以下「千葉朝鮮学園」という。)に対し支出した千葉市外国人学校地域交流事業補助金(以下「本件補助金」という。)が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

(2) 監査対象部局

こども未来局

(3) 監査結果

ア 結論

千葉朝鮮学園に対する本件補助金の支出については、違法又は不当な公金の支出とは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 理由(要旨)

(ア) 本件補助金支出における補助金交付要綱等違反の有無について

a 本件美術展は、補助金交付要綱第3条に規定する「外国人学校が実施する学校行事」として認められるか否か

(a) 請求人の主張

千葉朝鮮学園は「第43回在日朝鮮学生美術展」を補助対象事業としているが、このポスターには、主催が「在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会」と記載されており、千葉朝鮮学園が主催となっていないので、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定める「外国人学校が実施する学校行事」に該当しない。

(b) 監査委員の判断

在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、全国を巡回する在日朝鮮学生美術展覧会の入選作品の審査及び貸出等を行っているが、在日朝鮮学生美術展千葉展(以下「美術展」という。)の運営は、全て千葉朝鮮初・中級学校(以下「千葉朝鮮学校」という。)が行っており、実行委員会から財政的援助も受けていない。

また、オープニングセレモニー及び閉会式において、千葉朝鮮学校校長が主催者代表あ

いさつを行い、実行委員会の審査委員長は、来賓としてあいさつをしている。

したがって、監査対象部局の判断は、要綱に違反しているとは言えない。

b 美術展及び芸術発表会の実施に際し、補助金交付要綱第3条第1号に規定する地域住民への周知性が認められるか否か

(a) 請求人の主張

芸術発表会は、会場である千葉市美浜文化ホールのスケジュールに「一般貸出」と記されており、「一般貸出」としたことにより「地域住民が鑑賞する機会」が失われたのであり、要綱に定める「地域住民に広く周知」されたとは言えない。

(b) 監査委員の判断

「一般貸出」とは、指定管理者の自主公演による利用以外の利用で、利用者が千葉市美浜文化ホールのスケジュール表への公演名の掲載を希望しない場合の表記である。

千葉朝鮮学校が「一般貸出」としたのは、上記ホールの客席数が354席で、当日、入場出来ない来場者が発生しないようにしたためであり、地域住民への周知のチラシにも観客席の数に限りがあるので事前申込み制である旨を記載していたものである。いずれも合理的理由があり、地域住民への周知性が阻害されたとみることとはできない。

なお、芸術発表会における地域住民への周知は、近隣住民及び近隣の小中学校等へのチラシの配付等の事実が認められる。当日の来場者数は約300人で、地域住民の来場については、席が50席確保され、これを超える53人の来場があったことが認められる。

したがって、監査対象部局の判断は、要綱に違反しているとは言えない。

c 補助金交付要綱第10条に基づき提出された収支決算書が、その内容に虚偽を含んだものであると認められるか否か

(a) 請求人の主張

芸術発表会のプログラムには19頁にわたり広告が掲載されているが、収支決算書には広告の収入の記載がない。応援する形として広告料を支払っているのは明白である。本来であれば、事業費から広告収入を引いた金額を決算するべきである。

(b) 監査委員の判断

本件補助金額の算定に当たって、補助対象事業における補助対象経費に充当することを目的とする本件補助金以外の特定の収入があった場合には、地方自治法（以下「自治法」という。）等の「最少経費による最大効果」の原則の趣旨に照らせば、原則として本件補助金以外の収入を控除して本件補助金額を算定すべきことは明らかである。

プログラムに掲載されている広告に係る収入は、寄附者のほとんどは千葉朝鮮学校の卒業生のほか在日同胞等であり、また、毎年、継続して寄附を行う人達が多く、掲載する広告原稿も、掲載の都度、広告掲載者と協議して決めているわけではなく、以前に掲載した広告の内容に間違いがなければ、そのまま使用しているとのことであるから、千葉朝鮮学校と広告掲載者との間には、一般的な広告掲載契約関係とは異なる特段の事情があるので、寄附者において寄附金の用途先を限定したものとみることとはできず、一般寄附であると認められる。

したがって、芸術発表会という補助対象事業における補助対象経費に充当することを目的とする本件補助金以外の収入はなかったと認められるので、控除するものはないこととなる。

d 本件補助金支出における千葉市補助金等交付規則違反の有無について

(a) 請求人の主張

千葉市の全ての補助金制度は、その運営に関し健全性を求めている。校地等が(株)整理回収機構の仮差押えを受けている千葉朝鮮学園は、健全な学校運営を行っていない。

(b) 監査委員の判断

地方公共団体は、自治法第232条の2に規定される「公益上必要」の要件を満たせば、寄附又は補助ができると解されているが、法令は、その内容を具体的に定めていない。

よって、請求人が主張する健全性の具体的内容については明らかではないが、補助対象団体の財政的健全性は、「公益上必要」を判断する上での一要素と見れば足りることになる。

本件事業補助金においては、補助事業の目的、効果、態様、当該事業を実施する団体の財政状況等諸般の事情を総合的に考慮して「公益上必要」の要件が満たされているかどうか、補助金交付の趣旨に則して事業が実施されたかどうかを関係法令に照らして審査することとなる。

後記のとおり、本件補助金に関しては、自治法第232条の2の「公益上必要」は肯定できるものであるから、本件補助金の支出が、違法又は不当なものとはみることができない。

なお、請求人は、補助金の支出により、資産が残るような場合を念頭においているようであるが、本件補助金は、資産に関するものではなく、その事業によって費消される性質のものであるから、千葉朝鮮学園の資産が仮差押えを受けているとしても、本件補助金の支出は、それだけでは違法又は不当とみることはできない。

(イ) 補助金交付要綱の公益性並びに本件補助金支出における公益性及び必要性の有無について

a 補助金交付要綱の公益性について

(a) 請求人の主張

千葉朝鮮学園の教員は正規の教員免許を所持していない。教育内容も教育基本法に沿った内容で行われていない。

(b) 監査委員の判断

最高裁判所判例解説によれば、地方公共団体が寄附又は補助をするための「公益上必要がある場合」(地方自治法232条の2)の要件に関しては、各地方公共団体(最終的には支出の権限を有する長等)の判断によらざるを得ず、その判断は、特に社会通念上不合理的な点がある場合又は特に不公正な点がある場合でない限りはこれを尊重することが必要であり、判断については、長等にその裁量権が付与されており、その行使に逸脱、濫用がある場合とは、補助金の支出を決定した判断に、特に社会通念上不合理的な点がある場合又は特に不公正な点がある場合にほかならないとしている。

これに照らして検討すると、要綱第1条の趣旨及び第3条の補助対象事業から、児童及び生徒の健やかな成長と自立の促進のみならず、児童及び生徒と地域住民との交流による異文化との理解・友好の促進の効果が期待できるものであるので、本件補助金支出の根拠となった要綱には公益性が認められる。

請求人の主張については、千葉朝鮮学校は各種学校であり、各種学校規程(文部省令)によれば、教育職員免許法の免許状の取得をその要件とはしていない。また、千葉朝鮮学校の設置者である千葉朝鮮学園の法人設立認可に当たっては、日本国憲法、教育基本法等国内法を遵守すること等の条件が付されており、日本の義務教育に当たる教育が行われていることが認められる。

したがって、これらを根拠に本件補助金の支出に公益性がないとする請求人の主張は、認められない。

b 本件補助金支出における公益性及び必要性について

(a) 請求人の主張

北朝鮮本国及び朝鮮総連の影響下にある千葉朝鮮学園へ補助金を支出する行為は、何の公共性も見出せない無駄な支出である。

(b) 監査委員の判断

公益性については、美術展及び芸術発表会は、学校行事を通じた異文化との交流の促進により、千葉朝鮮学校に在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促しているから「公益性」を満たすことが認められ、要綱に合致するものである。

したがって、要綱に基づく本件補助金の支出については、その公益性が認められる。

必要性については、美術展及び芸術発表会の来場者数は、美術展は来場者数650人でうち地域住民は約450人、芸術発表会は来場者数約300人でうち地域住民は53人、それぞれ児童及び生徒が多く地域住民と交流する機会を持ったことが認められる。

収支決算書によると、学校行事全体の事業費は807,351円で、会場選定についても千葉朝鮮学校には体育館がないため学校行事を同校で実施することは広さの面から困難であることや、幅広く地域交流の機会が持てることから、美術展は千葉市美術館市民ギャラリーを、芸術発表会は千葉市美浜文化ホールメインホールを、それぞれ会場に選定したこと等、実施の態様及び内容を比較しても妥当な範囲である。

本件補助金額は414,000円で事業費の約半額にとどまるものであり、全て学校行事に使用され、収支決算書に添付された領収書に照らしても、学校行事に必要な範囲の支出であり、本件補助金が事業関係者に不正な利益をもたらすものではないから、不公正な点も認められなかった。

加えて、千葉朝鮮学園の財政状況は、平成26年度の法人収入50,639,740円のうち、学生生徒等納付金収入が15,210,000円、寄附金収入が27,664,701円、その他の収入等が7,765,039円であったことが認められ、千葉朝鮮学園の財政基盤は脆弱であり、寄附金により支えられていることが認められる。

したがって、要綱に基づく本件補助金の支出については、その必要性が認められる。

よって、本件補助金の支出については、自治法第232条の2に規定する「公益上必要」の判断について、特に社会通念上不合理又は特に不公正な点は認められない。

詳細は、監査委員事務局 Web ページに掲載の結果文(全文)をご覧ください。